

議案第 68 号

債権の放棄について

次のとおり債権を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 債権の内容 | 北本市入学準備金貸付条例（昭和 54 年条例第 4 号）に基づき貸付けを行った入学準備金貸付金に係る債権 |
| 2 | 債権の金額 | 2, 102, 600 円 |
| 3 | 債務者 | 10 人 |
| 4 | 放棄の理由 | 債権の発生から相当の期間が経過し、債務者からの回収が不能と判断するため。 |

令和 8 年 8 月 25 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄